八戸市ＡＥＤ講習用機器貸付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、救急救命率向上のため、住民に対しての自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用法を含む救命講習会（以下「講習会」という。）において、講習会を主催する団体等へのＡＥＤ講習用機器の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　ＡＥＤ講習用機器の貸付けの対象となる者は、原則として講習会を主催する団体等の代表者（以下「代表者」という。）とする。ただし市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

（貸付要件）

第３条　ＡＥＤ講習用機器の貸付けについては、次の各号に掲げる事項を要件とする。

⑴原則として、医師又は消防機関等で認定する応急手当指導員もしくは応急手当普及員の資格を有する者が、講習開始から終了までその会場に配置されることを要件とする。

⑵講習会は八戸市内で開催されるものに限る。

（貸付期間及び貸付台数）

第４条　ＡＥＤ講習用機器の貸付期間は、引渡しの日から３日以内とする。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

２　ＡＥＤ講習用機器の貸付台数は、次の表に定めるものとする。

講習会参加予定者数が１人以上１１人未満	１台
講習会参加予定者数が１１人以上２１人未満	２台まで
講習会参加予定者数が２１人以上３１人未満	３台まで
講習会参加予定者数が３１人以上４１人未満	４台まで
講習会参加予定者数が４１人以上	５台まで

ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

（貸付料）

第５条　ＡＥＤ講習用機器の貸付けは無料とする。

（貸付けの申請）

第６条　ＡＥＤ講習用機器の貸付けを受けようとする代表者（以下「申請者」という。）は貸付希望日の５日前までにＡＥＤ講習用機器貸付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴第３条に規定する医師又は消防機関等で認定する応急手当指導員もしくは応急手当普及員の資格を有する者の資格に関する証明書又はその写し。ただし、依頼により消防機関が直接指導する場合は、依頼申請書の写しのみ。

⑵その他市長が必要と認める書類

（貸付けの承認）

第７条　市長は、前条の申請書の提出があった場合において、これを審査し、貸付けを行うことを承認したときは、ＡＥＤ講習用機器貸付承認書（様式第２号）を申請者に交付するとともに、ＡＥＤ講習用機器貸付整理台帳（様式第３号）に必要事項を記載するものとする。

（引渡し）

第８条　前条の規定による承認を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、前条の承認書

で指定する場所において、当該承認書を提示の上、ＡＥＤ講習用機器借用書（様式第４号）と引換えにＡＥＤ講習用機器の引渡しを受けるものとする。

（利用者の責務）

第９条　利用者は、ＡＥＤ講習用機器を返還するまでの間、善良なる管理者の注意をもって管理するほか、ＡＥＤ講習用機器の利用に当たっては、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

⑴　ＡＥＤ講習用機器は、取扱説明書によって適切に使用すること。

⑵　ＡＥＤ講習用機器を目的外に使用しないこと。

⑶　ＡＥＤ講習用機器を転貸しないこと。

（亡失等による賠償等）

第10条　利用者は、故意又は過失により、引渡しを受けたＡＥＤ講習用機器を亡失し、又は破損させた場合には、ＡＥＤ講習用機器亡失等届出書（様式第５号）を市長に提出するとともに、当該ＡＥＤ講習用機器を現状に復し、又は市長が認定した損害額を賠償しなければならない。ただし、不可抗力、その他相当の事由があると市長が認める場合はこの限りではない。

（返還）

第11条　利用者は第７条の承認書に記載された貸付期間が満了したとき又は講習会の中止等によりＡＥＤ講習用機器を使用する見込みがなくなったときは、ＡＥＤ講習用機器を返還するものとする。

２　利用した際は返還すると同時に、使用報告書（様式第６号）へ必要事項を記載し、提出するものとする。

３　市長は、公益上、特に必要があると認めるときは、利用者に対し、第７条の規定による承認を取り消し、又は引き渡したＡＥＤ講習用機器の返還を求めることができるものとする。

附　則

この要綱は、平成１９年１１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年１１月７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年２月４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年９月１７日から施行する。